

低入札価格調査制度の実施に関する事務処理細則

平成 15 年 1 月 28 日
総 務 第 1 1 0 1 号

〔沿革〕平成 12 年 1 月 18 日建振第 228 号制定、平成 15 年 1 月 28 日総務第 1101 号全部改正、平成 16 年 3 月 29 日付け総務第 1300 号一部改正、平成 16 年 7 月 8 日付け総務第 268-2 号一部改正、平成 17 年 8 月 25 日付け総務第 513-2 号一部改正、平成 18 年 3 月 24 日付け総務第 1125 号一部改正、平成 19 年 6 月 21 日付け総務第 306 号一部改正、平成 21 年 1 月 19 日付け総務第 929 号一部改正、平成 21 年 3 月 30 日付け総務第 1252 号一部改正、平成 21 年 10 月 30 日付け総務第 720 号一部改正、平成 22 年 3 月 15 日付け総務第 1183 号一部改正、平成 23 年 3 月 25 日付け総務第 428 号一部改正、平成 24 年 2 月 16 日付け総務第 261 号一部改正、平成 31 年 3 月 28 日付け総務第 236 号一部改正、令和 2 年 3 月 17 日付け総務第 282 号一部改正、令和 7 年 3 月 13 日付け総務第 265 号一部改正

1 趣旨

この細則は、低入札価格調査制度に関する事務処理要領(平成 15 年 1 月 28 日付け総務第 1100 号。以下「要領」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 工事所管課長等への通知

要領第 7 第 1 項による低入札価格調査制度に係る調査の実施通知は、別紙 1 によるものとし、速やかな調査実施を依頼するものとする。

3 調査方法

(1) 調査手順

別紙 2 「低入札価格調査手順」によるものとする。

なお、調査にあたっては、標準処理日数に基づき、適正に処理するものとする。

(2) 数値的判断基準による判定方法

入札執行者は、要領第 6 の 2 第 1 項に基づき、予定価格 5 億円未満の工事においては入札価格が最も低い者(総合評価落札方式にあつては、総合評価点の最も高い者)、予定価格 5 億円以上の工事においては調査基準価格を下回る価格をもって入札した全ての入札者(第 5 に規定する失格基準価格による判定により失格となった入札者を除く。)の工事費内訳書(総括)について、別紙 3 「数値的判断基準による判定表」により分析し、判定するものとする。

(3) 低入札価格調査の実施

(ア) 工事所管課長等は、調査対象者が提出した工事費内訳書を要領様式第 21 号付表①「工事費内訳書分析表」により分析し、要領第 7 第 5 項に規定する重点調査項目を決定するものとする。

(イ) 工事所管課長等は、調査対象者の書類審査を行い、その結果を別紙 4 「低入札価格調査チェックリスト」に取りまとめるものとする。

(ウ) 工事所管課長等は、調査対象者が提出した書類に不足が認められた場合は、追加提出を求め審査するものとする。

(エ) 工事所管課長等は、書類審査の結果について入札課長に報告し、調査の内容や方法について助言を受けるものとする。

(オ) 工事所管課長等は、書類審査の結果を踏まえ、入札課長の協力を得ながら調査対象者及び下請又は資機材納入予定業者に対する聴き取り調査を行い、その結果を別紙 4 「低入札価格調査チェ

ックリスト」に取りまとめるものとする。

4 低入札価格調査結果の報告

要領第8に基づく調査結果の出納局副局長への報告にあたっては、以下の資料を添付するものとする。

- ア 低入札価格調査票（要領第7第7項で定める様式第21号及び付表）
- イ 調査対象者提出書類一式
- ウ 低入札価格調査チェックリスト（細則3(3)(イ)及び(ウ)で定める別紙4）
- エ 実施工事設計書

5 低入札価格調査内容の追跡調査

(1) 工事所管課長等は、次の事実が発生した場合は速やかに入札課長に関係書類を添えて報告するものとする。

- (ア) 前金払請求 前金払請求書及び支出票の写し
- (イ) 施工途中段階 部分払請求書及び支出票の写し

ア 単年度工事の場合

着工時調査において入札課長が指定した時期（施工計画に基づき、部分払請求時点又は出来高概ね50%の時点を指定する。）

イ 複数年度契約の場合

部分払請求が行われた時点及び各年度の精算が行われる時点

- (ウ) 完成届提出 完成届の写し
(完成確認後) (精算払請求書及び支出票の写し、請負工事施工成績評定通知書の写し)

(2) 入札課長は、(1)の報告を受けた後、別紙5「低入札価格調査実施工事追跡調査票」に基づき調査を実施するものとする。

6 現場代理人と主任技術者（監理技術者）及び専任補助者の兼務について

調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合には、現場代理人と主任技術者（監理技術者）及び専任補助者の兼務は認めないこととしていることから、入札参加資格の審査時に確認するものとする。

7 配置技術者の増員について

予定価格が1億円以上の工事で調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合には、主任技術者（監理技術者）とは別に、公告に明示した入札参加資格要件（工事経験を除く。）を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）を、専任で現場に配置する（増員配置技術者が現場代理人及び専任補助者を兼務することは認めない）こととしていることから、入札参加資格の審査時に確認するものとする。また、契約書別記第10条に基づく現場代理人等通知書により、増員配置技術者の氏名その他必要な事項について資格免許等の写しを添えて工事所管課長等に提出させるものとする。

なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者（監理技術者）を補助し、主任技術者（監理技術者）と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとしているが、当分の間、工事实績情報システム(CORINS)に基づく「工事カルテ」には、担当技術者として登録するものとして取り扱うものとする。